

産業廃棄物処理施設等の立地等に関する基準

制定 平成 2 年 4 月 1 日
改正 平成 7 年 11 月 1 日
平成 10 年 7 月 3 日
平成 22 年 4 月 1 日
平成 27 年 2 月 9 日

第 1 趣旨

この基準は、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）第 3 条第 2 項の規定により、産業廃棄物処理施設等及び積替保管施設の立地等に関し必要な事項を定める。

第 2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるほか、指導要綱第 2 条に定めるところによる。

- (1) 中間処理施設 事業者が設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第 7 条第 1 項から第 1 3 号の 2 までに掲げる産業廃棄物処理施設及び第三種施設をいう。
- (2) 再生利用施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第 9 条第 2 号又は第 1 0 条の 3 第 2 号の規定による指定を受けようとする者又は指定を受けている者が設置する産業廃棄物の再生利用を行うための施設をいう。

第 3 積替保管施設

1 立地環境

- (1) 積替保管施設については、産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可若しくは変更許可の申請時又は産業廃棄物再生利用者（収集又は運搬を業として行う者に限る。）の指定若しくは変更承認の申請時に次の条件を満たすこと。

イ 学校、病院、診療所、図書館又は社会福祉施設に係る土地の敷地境界からの距離が、おおむね 1 0 0 m 以上あること。

ロ 次に掲げる自然環境の保全を図る必要のある地域等を含まないこと。

- (イ) 自然公園特別地域
- (ロ) 自然環境保全地域特別地区
- (ハ) 鳥獣保護区特別保護地区
- (ニ) 特別緑地保全地区
- (ホ) 風致地区

また、次に掲げる区域等を原則として含まないこと。

- (イ) 自然公園普通地域
- (ロ) 自然環境保全地域普通地区
- (ハ) 緑地環境保全地域
- (ニ) 鳥獣保護区
- (ホ) 緑地保全地域

ハ 次に掲げる災害防止等のために保全を図る必要のある区域等を含まないこと。

- (イ) 保安林、保安林予定森林、保安施設地区及び保安施設地区予定地区

- (ロ) 河川区域
- (ハ) 急傾斜地崩壊危険区域
- (ニ) 砂防指定地
- (ホ) 地滑り防止区域
- (ヘ) 海岸保全区域

ニ 公共施設として、土地利用計画がある区域を原則として含まないこと。

ホ 文化財保護を図る必要のある場所を原則として含まないこと。

ヘ 優良農用地又は優良農用地予定地として保全を図る必要のある地域を原則として含まないこと。

ト その他知事が積替保管施設に係る土地として不相当と認める場所を含まないこと。

(2) 地滑り、土砂崩れ等の災害の未然防止に十分留意すること。

2 立地要件

(1) 積替保管施設に係る土地の使用権原等

イ 積替保管施設の設置等の着工時（以下この項において「着工時」という。）において、積替保管施設に係る土地の使用権原が得られ、かつ、取り扱う産業廃棄物の種類、積替保管方法その他必要な事項について、土地所有者の承諾が得られること。

ロ 着工時において、積替保管施設に係る土地までの搬入道路（国道、県道及び市町村道を除く。以下同じ。）の管理者から、産業廃棄物の運搬に伴う車両の通行について、承諾が得られること。

(2) 積替保管施設に係る土地までの搬入道路の条件

イ 道路幅員は、大型車両の通行に支障がない幅員を確保できること。

ロ その他必要に応じて、関係機関の指導を受け、使用道路の選定、拡幅若しくは補修及び安全施設等の整備を行うことができること。

(3) 関係法令の規制

関係法令の規制を受けている場合には、関係法令による許可等が得られるものであること。

(4) その他積替保管施設の立地等について知事が特に必要と認める要件

第4 中間処理施設又は再生利用施設

1 立地環境

(1) 中間処理施設又は再生利用施設（以下「中間処理施設等」という。）について、施設計画等協議書又は施設計画協議書の提出時に次の条件を満たすこと。

イ 学校、病院、診療所、図書館又は社会福祉施設に係る土地の敷地境界からの距離が、おおむね100m以上あること。

ロ 次に掲げる自然環境の保全を図る必要のある地域等を含まないこと。

- (イ) 自然公園特別地域
- (ロ) 自然環境保全地域特別地区
- (ハ) 鳥獣保護区特別保護地区
- (ニ) 特別緑地保全地区
- (ホ) 風致地区

また、次に掲げる区域等を原則として含まないこと。

- (イ) 自然公園普通地域

(ロ) 自然環境保全地域普通地区

(ハ) 緑地環境保全地域

(ニ) 鳥獣保護区

(ホ) 緑地保全地域

ハ 次に掲げる災害防止等のために保全を図る必要のある区域等を含まないこと。

(イ) 保安林，保安林予定森林，保安施設地区及び保安施設地区予定地区

(ロ) 河川区域

(ハ) 急傾斜地崩壊危険区域

(ニ) 砂防指定地

(ホ) 地滑り防止区域

(ハ) 海岸保全区域

ニ 公共施設として，土地利用計画がある区域を原則として含まないこと。

ホ 文化財保護を図る必要のある場所を原則として含まないこと。

ヘ 優良農用地又は優良農用地予定地として保全を図る必要のある地域を原則として含まないこと。

ト その他知事が中間処理施設等に係る土地として不適当と認める場所を含まないこと。

(2) 地滑り，土砂崩れ等の災害の未然防止に十分留意すること。

2 立地要件

(1) 中間処理施設等に係る土地の使用権原等

イ 中間処理施設等に係る土地の所有者が，当該土地を中間処理施設等の設置予定場所として地域住民等に説明することを承知していること。

ロ 施設設置等許可申請書の提出時又は第三種施設等の設置等に係る工事の着手時(以下この項において「施設設置等許可申請書提出時」という。)において，中間処理施設等に係る土地の使用権原が得られ，かつ，取り扱う産業廃棄物の種類，中間処理方法，再生利用方法等について，土地所有者の承諾が得られること。

ハ 施設設置等許可申請書提出時等において，中間処理施設等に係る土地までの搬入道路の管理者から，産業廃棄物の運搬に伴う車両の通行について，承諾が得られること。

(2) 中間処理施設等に係る土地までの搬入道路の条件

イ 道路幅員は，大型車両の通行に支障がない幅員を確保できること。

ロ その他必要に応じて，関係機関の指導を受け，使用道路の選定，拡幅若しくは補修及び安全施設等の整備を行うことができること。

(3) 関係法令の規制

関係法令の規制を受けている場合には，関係法令による許可等が得られるものであること。

(4) その他中間処理施設等の立地等について知事が特に必要と認める要件

第5 最終処分場

1 立地環境

(1) 最終処分場について，施設計画等協議書の提出時に次の条件を満たすこと。

イ 住宅，店舗その他これらに準ずる建物に係る土地の敷地境界からの距離が，おおむね50m以上であること。

ロ 学校，病院，診療所，図書館又は社会福祉施設に係る土地の敷地境界からの距離が，おおむね 100m以上あること。

ハ 次に掲げる自然環境の保全を図る必要のある地域等を含まないこと。

- (イ) 自然公園特別地域
- (ロ) 自然環境保全地域特別地区
- (ハ) 鳥獣保護区特別保護地区
- (ニ) 特別緑地保全地区
- (ホ) 風致地区

また，次に掲げる区域等を原則として含まないこと。

- (イ) 自然公園普通地域
- (ロ) 自然環境保全地域普通地区
- (ハ) 緑地環境保全地域
- (ニ) 鳥獣保護区
- (ホ) 緑地保全地域

ニ 次に掲げる災害防止等のために保全を図る必要のある区域等を含まないこと。

- (イ) 保安林，保安林予定森林，保安施設地区及び保安施設地区予定地区
- (ロ) 河川区域
- (ハ) 急傾斜地崩壊危険区域
- (ニ) 砂防指定地
- (ホ) 地滑り防止区域
- (ハ) 海岸保全区域

ホ 公共施設として，土地利用計画がある区域を原則として含まないこと。

ヘ 文化財保護を図る必要のある場所を原則として含まないこと。

ト 優良農用地又は優良農用地予定地として保全を図る必要のある地域を原則として含まないこと。

チ その他知事が最終処分場に係る土地として不適当と認める場所を含まないこと。

(2) 地滑り，土砂崩れ等の災害の未然防止に十分留意すること。

2 立地要件

(1) 最終処分場に係る土地の使用権原等

イ 最終処分場に係る土地所有者が，当該土地を最終処分場の設置予定場所として地域住民等に説明することを承知していること。

ロ 施設設置等許可申請書の提出時において，最終処分場に係る土地の使用権原が得られ，かつ，埋立処分する産業廃棄物の種類，埋立方法，跡地利用等の条件その他必要な事項について，土地所有者の承諾が得られること。

ハ 施設設置等許可申請書の提出時において，最終処分場に係る土地までの搬入道路の管理者から，産業廃棄物の運搬に伴う車両の通行について，承諾が得られること。

(2) 最終処分場に係る土地までの搬入道路の条件

イ 道路幅員は，大型車両の通行に支障がない幅員を確保できること。

ロ その他必要に応じて，関係機関の指導を受け，使用道路の選定，拡幅若しくは補修及び安全施

設等の整備を行うことができること。

(3) 関係法令の規制

関係法令の規制を受けている場合には、関係法令による許可等が得られるものであること。

(4) 埋立完了後は、1 m以上の覆土（しゃ断型の最終処分場を除く。）を行うとともに、関係市町村等と協議の上適正な跡地利用ができること。

(5) その他最終処分場の立地等について知事が特に必要と認める要件